

平成19年第4回

香美市議会臨時会会議録

平成19年10月16日 開 会

平成19年10月16日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 1 9 年 第 4 回

香美市議会臨時会会議録

平成 1 9 年 1 0 月 1 6 日 火曜日

平成19年第4回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成19年10月16日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月16日火曜日（会期第1日） 午前9時49分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長補佐	山中久喜
収入役	明石猛	下水道課長	久保和昭
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長補佐	山中俊明	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	吉村泰典	地籍調査課長	田島基宏
収納管理課長	後藤博明	林政課長	小松清貴
防災対策課長	田中育夫	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長兼事務管理課長	二宮明男
保険課長	岡本明弘	業務管理課長	横谷勝正
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院晶一	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野泰三
農政課長	宮地和彦	業務管理課長	岡本博臣

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 九 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 竹 内 敬 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

議案第90号 香美市新庁舎建設構想の策定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成19年第4回香美市議会臨時会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成19年10月16日(火) 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第90号 香美市新庁舎建設構想の策定について

会議録署名議員

12番、久保信彦君、14番、島岡信彦君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時49分)

○議長(中澤愛水君) ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから平成19年第4回香美市議会臨時会を開会をします。

これから日程に入りますが、その前に平成19年第4回香美市議会臨時会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、何かとご多忙の中ご参集をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。本議会には、議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定についての議案が上程をされております。慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期臨時会を通じて12番、久保信彦君、14番、島岡信彦君の両君を指名をいたします。

日程第2、会期決定についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、西村芳成君。

○議会運営委員長(西村芳成君) おはようございます。

本日招集されました平成19年第4回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催をされました議会運営委員会の協議の結果を報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りいたしてあります予定表のとおり、本日1日といたしました。なお、会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することになりました。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

続きまして、会期中の会議ですが、本日の臨時会に付議された提出議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し、本会議方式により採決をいたします。

次に、その他の協議事項で協議した件が2件ありますので、その審議した結果の報告をいたします。

この件は、1件目は日本共産党とくらしと福祉を守る会議員団から昨日の午前中に議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定についてについて継続審議とするよう議長あてに申入書が提出されましたので、この申入書の取り扱いについて協議をいたしました。

協議の結果、この申入書については賛成少数で採択しないということに決定いたしました。

続きまして、けさほど小松紀夫議員ほか5名よりの申し入れで、同じく(議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定についてを)継続審議としてほしいという申し入れが

ありました。

これにつきましては、開会日当日でありましたので私の方から一言申し上げまして、やはり議会の運営上事務局も混乱をいたしますし、11日に説明会をいたしておりますので、やはりなるべく早くこのことについては申し入れをしていただいて、準備の都合が事務局もありますし、そういったことをしていただきたいということで、議会の議員のやはりモラルといたしましてもそういうお願いをいたしたところでございます。そのことにつきまして、内容は共産党とくらしと福祉を守る会議員団とは2点中身が少し違っておりますけれども、最終的には継続審議ということでありますので、同じく意見を交わし議論をした中で、採択を議会運営委員会でするかしないかについて採決をさせていただきますまして、同数でありましたので委員長採決で採択しないという決定をさせていただきますので、ご報告を申し上げます。

その他、議会運営につきましては、従来のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長の報告を終わります。

お諮りをします。臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思えます。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告を行います。

平成19年第3回議会定例会において決定いたしました、有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書、道路整備の中期的な計画に関する意見書、通信と金融のユニバーサルサービスを維持するため郵政民営化の見直しを求める意見書、社会保険庁改革関連法案の一部改正を求める意見書、後期高齢者医療制度の改善を求める意見書、以上5件の意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係の各大臣へそれぞれ送付をいたしました。あわせて、後期高齢者医療制度の改善を求める意見書についても、高知県知事に送付をいたしました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出をされています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第4、議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定についてを議題とします。

議案第90号の提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日、平成19年第4回香美市議会臨

時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中をご出席をいただきありがとうございます。

ここで提案理由の説明を申し上げます。

本日の議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定について。このことは、かねてより香美市庁舎建設委員会で検討、協議を重ねていただいております。新庁舎建設についての構想が策定され、ここに提出をされましたので、議会に付すものであります。庁舎建設に関しましては、香美市発足に際しおおむね5年以内に土佐山田町内に建設することが合併協定書で確認をされていますので、新市発足後速やかに庁舎建設の基盤となる財政計画に着手すると同時に、庁内に助役、現副市長であります、をリーダーとする庁舎建設準備会議を興し、建設の進め方などについて研究、協議いたしました。

その結果、庁舎建設は香美市発足後初めての全市民に係る一大プロジェクトであるので、住民との協働により進めるという基本方針を確認し、庁舎建設委員会を設立することにしました。12名の委員には住民の代表である地域審議会委員から6名、市会議員から3名、建築の専門家2名、市執行部1名で構成し、住民主体の体制といたしました。

昨年12月には平成18年度から平成22年度までの5カ年間の中期財政計画が完成しましたので、同じく12月に庁舎建設委員会を発足させ、本格的な庁舎についての調査、研究を始めていただきました。その過程の中で、庁舎位置につきましては「3カ町村同数の委員を選出し協議する。」という合併協議過程の確認事項に基づき、「庁舎建設委員会ではなく別の組織で検討すべきである。」という意見が出てまいりまして、本年5月からは庁舎建設全般の事柄は庁舎建設委員会で、庁舎位置に関しましては庁舎位置検討委員会で行ってまいりました。「新庁舎建設はおおむね5年以内」という合併協定での約束がありますので、両委員会には時間的な制約の中で精力的に調査、研究をしていただきまして、このたび両委員会より報告書及び建設構想の提出を受けました。

庁舎位置検討委員会は、10月3日の第9回委員会におきまして新庁舎建設位置を香美市現庁舎敷地と決定いたしまして、翌10月4日私に報告書が提出をされました。同報告書には建設候補地を都市公園土佐山田中央公園、土佐山田町内の国有地、香美市現庁舎の3カ所に特定し、詳細な検討を加えてきました経過が詳しく記載され、同委員会の幅広い視点での決定を裏づける内容となっています。また、同委員会の検討資料といたしまして行いました来庁者実態調査は、資料価値が高く、今後職員チームや基本設計の資料としても役立つ内容となっております。

私は庁舎位置検討委員会の報告を受け、庁舎建設位置を同日庁舎建設委員会に通知をいたしました。同委員会は、庁舎位置検討委員会の決定を尊重すると事前に決めていたため、同日の第11回委員会で庁舎建設位置を盛り込んだ新庁舎建設構想を取りまとめ、去る10月9日の第12回庁舎建設委員会の席上で提出をされ、私が受け取りをいたしました。

新庁舎基本構想には、8月に提出された中間報告の内容に加え、以下の新庁舎施設計

画が追加されております。

1、建設目標年次。平成19年度から平成20年度の間が基本設計。平成20年度から平成21年度に実施設計。平成21年度から平成22年度に庁舎建設。平成22年度から平成23年度に現庁舎の解体・外構工事。

2、建設予定地など。香美市土佐山田町宝町1丁目27番外。香美市現庁舎敷地。敷地面積4,332平方メートル。都市計画用途区分など商業地域、建ぺい率80%、容積率400%。

3、建設資金計画。建設費総額30億円（建設費、外構費、備品費、設計・監理料などなど新庁舎建設に関するすべての経費を含む）。資金内容、庁舎建設基金15億円、一般財源5億円、合併特例債10億円。

4、諸条件。計画人口2万8,800人、計画職員数224人、議員定数22人。これは次回の選挙からこの定数になる予定でございます。組織体制は別表でお配りをいたしております。

5番、規模としましては、庁舎、延床面積6,000平米程度、外構、駐車場面積が2,750平方メートル程度。

以上の経過を経まして、策定をいたしました香美市新庁舎建設構想を今回提案をするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。どうかご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中澤愛水君） これで、市長の提案理由の説明を終わります。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、本臨時会に提案されました議案第90号の案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に提案された議案第90号の案件は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから日程第4、議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定についてを議題とします。まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定について

香美市新庁舎建設構想を別冊のとおり策定したので、議会の議決を求める。

平成19年10月16日提出。香美市長、門脇槇夫。

別冊、香美市新庁舎建設構想（案）。

この別冊につきましては、朗読を省略させていただきます。

提案理由、香美市まちづくり計画にもとづき香美市新庁舎建設構想を策定したので、

提案するものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 先ほど議運の方を傍聴させてもらったわけですが、議運の委員長が申し入れの文書等を配付すると言われたんですが、質疑にも影響すると思いますがそれはどうなっているのでしょうか。あります？

○議長（中澤愛水君） 配付はしてありますので、ご確認をお願いいたします。配付漏れがあれば挙手を願います。

○3番（山崎龍太郎君） どこにある？これ大岸さんのやろう？

○4番（大岸眞弓君） 重なってました。すみません。

○議長（中澤愛水君） はい。質疑はありませんか。

7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭です。

本議会に提案になったこの香美市新庁舎建設構想のこの9ページ、先ほど市長さんにご説明していただいたものですが、この6の新庁舎建設計画の2、この中に建設予定等が記されておりまして、これは大変な重要な項目であり、新庁舎建設位置等も決めており独立した議案として提出すべきであるのではないかと考えますと同時に、地方自治法第4条、地方公共団体の事務所の設定または変更に関し、「出席議員の3分の2の者の同意がなければならない」とあるが、これを確認したいと思います。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） お答えします。

まず、建設予定地につきましては、現在の香美市の条例で「土佐山田町宝町1丁目2番1号」と、これは住居表示の位置でございますけれども1丁目27番というのはこの住居表示と同一の地番でございます。実質的には何ら変わりがないということでございます。

そしてまた、建設予定地の候補地が別の場所に移るということであれば、確かに議員さんのおっしゃいましたとおり地方自治法第4条に基づきまして議会の3分の2以上の議決が必要とされると思っておりますけれども、実質的に現在の香美市の事務所の位置を定める条例、ここの場所と何ら変わりのない場所でございますので、建設予定地が。地方自治法4条には何ら抵触をしないと、このように理解をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭です。

確かにお答えのように（現条例で）事務所を「土佐山田町宝町1丁目2番1号に置く」

と書かれております。しかし、この条例は合併協定書と合わせて読むべきではないか。その内容は合併協定書の4、「新市の事務所の位置に関する事」ということで、「新市の事務所の位置は新庁舎建設までの間、現在の土佐山田町役場とする」とありまして、条例制定当時の状況を考えてみますと、この条例は合併協定書に基づき新市の事務所の暫定的な位置を定めた条例であると解釈すべきであると思います。したがって、この会議に提案の庁舎の位置につきましては、合併協定に基づき恒久的な位置を定めるものでありまして、その議決は3分の2の賛否を問うものとするものと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） はい。お答えいたします。

まず、条例で事務所の位置は定めることに地方自治法上なっております。その地方自治法上の規定に基づきまして、現在の香美市の条例では「土佐山田町宝町1丁目2番1号」と定めております。ですから、この場所に建てるのであれば何ら場所の移動を変更するものではございませんので、千頭議員さんのおっしゃるような内容にはならないと、このように解釈しております。そしてまた、千頭議員さんのおっしゃるような内容を条例に記するのであれば、ここにただし書きとして「何年までの間」とかというような条文がついていけばそういうことになるかと思っております。結局ですね、この場所に、事務所の位置を定める条例はもう既にできています。合併をしたときにこの場所に事務所を構えることができなくて、例えばほかの場所で多くの職員が仕事をする場所がないために、ほかの場所に例えば仮事務所をつくるかということであれば、そこはあくまでも仮事務所ですよという意味合いでそういう条文がついたと思っておりますけれども、これは平成18年3月1日の新市発足の時点で「香美市の事務所の位置は土佐山田町宝町1丁目2番1号とする」という条例が可決されましたし、このことに関しましては、その時点での議会でも全会一致でそういうような判断をいただいているというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 再度確認させていただきますが、先ほどちょっと読ませていただきましたように、合併協定書には「新市の建設の間、現在の土佐山田町役場とする。」と。改めて新庁舎は、今度、位置検討委員会を立ち上げまして検討されたわけで、その結果がたまたまここだという案になっております。だから、今まではあくまでも暫定的であり、今度この位置検討委員会の答申をいただいて改めてここに再度確定したということと私は解釈しますが、そのあたりの関係はどうでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 先ほどもご説明しましたように、事務所の位置はこの土佐山田町宝町1丁目2番1号と定められておりますので、この場所が変わるの

であれば地方自治法第4条の規定に基づきまして、出席議員の3分の2以上の同意がなければいけませんけれども、何ら条例上（位置が）動かないわけですので、おっしゃりゆうことは何と言いますか、根拠がないというふうに判断をさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保です。

平成23年度から5年間にかけて一本算定と。20%ずつ削減をここぞ一と地方交付税が下がっていくわけでありまして。だからこの、これの最終的なもの、5年間で平成27年度になりますか、この時点での地方交付税はどれくらいになりますか？

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 地方交付税の制度は、今大きく国も制度を改正したりして動いております。10年後の交付税の額を正確に推定することは困難であると執行部では考えております。ただ、現在の交付税が大きく伸びるとかというような予測は、執行部としては持っておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

せんだっても同僚議員が質問いたしまして、先ほど市長の報告でもありましたけれども、市長がこの構想を取りまとめたということで、この先ほど差しかえがあったんですがこの表題のところは変わってないので、やっぱり四万十市の例も確認してみました。やっぱり四万十市は四万十市が市として責任を持ってこの構想を出しているわけですね。この部分について、「香美市庁舎建設委員会」ではなくて「香美市」というふうにするべきではないかと考えますが、再度お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） はい。先ほどのご質問ですが、市長が取りまとめたというふうな受けとめ方をされておられます。私の表現が悪かったかもしれませんが、庁舎建設委員会で建設構想を取りまとめていただいて、私のほうに提出をいただいたという経過でございます。私のほうで改めてそれを皆様方に提示をするということでございますので、誤解のないように。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 2点ほどお伺いをいたします。

まず、このことはちょっと市長にお伺いをしたいわけですがけれども、我々このこうほく3町村の合併に際しましては、当時30カ所以上の住民説明会、これは執行部が行ったわけですが、それに議員も参加をしたわけでございます。そこで合併協議の進展状況の説明とか住民の方の意見の集約などをしたわけでございます。その中でやはり最も多かった意見が新庁舎の位置ということで、住民にとっては非常に感心の深い事柄であっ

たわけでございます。そういうことから、今回の位置検討委員会のメンバーは住民の代表でございます。ただ、やはりこのような最重要な課題につきましては、何十カ所とは言いませんけれども数カ所において今回の答申を受け、そのことについて住民に説明して理解を得た上でこの議会にかけると。そういうふうな手順も必要ではないだろうかと思はしますが、市長の所見をお伺いをいたします。

それともう1点でございますけれども、この香美市庁舎建設位置検討委員会の報告書でございます。位置検討委員会の中では3つの候補地が出ていたということでございますが、その3つとは現在位置と楠目の国有地、都市公園の土佐山田中央公園、これは鏡野中学校の下のグラウンドでございますが、それで検討を重ねたと、協議を重ねたわけですが、その最終的な総合評価というところを見ますと、鏡野中学校の下のその都市公園、土佐山田中央公園でございますが、この総合評価の一部を読ませていただきますと「3候補地の中では最も敷地が広く、造成の必要がないほど平坦であるが、当該地は都市公園であるので建設するためには代替の公園を必要とする」ということで、最終的には「おおむね5年以内の建設、総額30億円以内という前提条件を満たすのは難しい」というふうに書かれております。また、楠目の国有地につきましては、「3候補地の中では2番目に敷地が広いが市街化調整区域であるため、都市計画上庁舎建設の候補地とはなりがたい」ということでございます。この土佐山田町には都市計画がございます。そのことをこの位置検討委員会の冒頭で徹底した説明をされてたんでしょいか。徹底したそういう説明、都市計画上この商業地域、中心街から離れて建設することは、これは総合評価ではだめという、都市計画上だめと書いてるんですけども、そのことを位置検討委員さんに徹底をしておれば、逆にこういう候補地が出てこずもっと違うまた候補地が出てきたんでは？こういう候補地が出ること自体、委員さんはその都市計画ということの認識ができなかった、説明が不足してたんじゃないかというふうな気がするんです。だから、かなり議論されたんでしょいけど、議論がかみ合わなかった部分があるんじゃないか、そういうふうを感じるんですけども、ご説明をお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。住民説明が足りないのではないかというふうなご質問でございますが、ご承知のとおり庁舎建設委員会、また同時に位置検討委員会、その前に合併を協議をするときに旧香北町さんのほうでは各地域、多くの地域でその協議をする。その中で庁舎の位置についての多くの課題、問題があったというふうなことでございますが、私旧香北町の状況はわかりませんが、しかし今回の庁舎建設委員会、また庁舎位置検討委員会におきましては、特に位置検討委員会につきましてはご承知のとおり地域審議会の位置づけというものも、議員さんもご承知のとおりだと思います。その委員さんによって構成をされております。そういう意味で地域の住民のニーズを備えた中でのご意見をまとめていただいたというふうに私自身は思っております。

あとは庁舎建設担当参事のほうからお答えします。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） はい。3候補地は位置検討委員会での都市計画について十分な説明がなかったのではないかという疑念に関しまして、お答えを申し上げます。

まず、1回目の位置検討委員会におきまして建設計画、それからいろんな会議の仕方とか運営の仕方とかいうご説明をしました。その中で位置選考の方法についてご説明もしました。その中で「庁舎位置選考における諸条件というものがございます。」と。その中で、まず「地方自治法第4条の規定がございます。それから予算、期限、場所という条件のもとに場所というのは選定していただくといけません。」という前提条件はしっかりと説明をさせていただきました。その中で、特に土佐山田町に建てるという（建設）場所につきましては、「土佐山田町は都市計画の網をかぶっておりますので、立地場所によってさまざまな制約があることを前提に候補地を選定する必要があります。」というご説明もしております、これだけでは1回目の中ではなかなか理解が得られないということで、特に第2回の委員会では都市計画の中身につきまして、建設都計課課長補佐も来てもらいまして、詳しく都市計画とは何かというところから順番にご説明もさせていただきました。「土佐山田町の都市計画は土佐山田町だけで単独であるのではなくて、中央広域という、南国市とか高知市とかも含まれた広いエリアの中で都市計画というものが構成されている。」というようなご説明も詳しくさせていただきまして、その後7月に入りまして候補地を委員さんから提案をいただきまして、5つ出てきましたけれどもそのうちの2つは場所が特定できないという形でその後の過程の中で3つの候補地に絞りまして、今ご説明しましたように市民グラウンドとそれから楠目の国有地と、そしてまた現庁舎敷地ということで3つの候補地に絞りまして、そこから詳しく検討をしてきました。議員さんのおっしゃられるようなことはなかったと。十分な説明をし、また、委員さんもそれを承知の上で議論をしてきたというふうに考えておりますし、また、その過程の中で最終的にその3つの候補地を評価する評価項目なんかもこしらえたわけですが、その評価項目とかそれから評価の仕方とか、そういうことについても十分に協議もいただきましたし、意見も出していただいて位置の決定はなされた。こういうふうに理解しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） はい。まず、市長さんにつきましては、位置検討委員会のメンバー、また庁舎建設委員会メンバーはほとんどの住民の代表であるから住民の意思は組み入れていると、そういうことでございますけれども、この庁舎建設というのはこれから先は50年先か60年先でございます。それだけ非常に極めて重要な案件であると思います。こういう案件についてはやはり、何でもかんでも住民説明会を開いて、そんなことは申しませんが、こういう重要な案件についてはやはり広く住民の意思を確認す

る。またこちらの議案について理解をしていただく。そういう決意が必要ではないかというふうに思うんです。もう一度、再度お伺いをいたします。

それと、庁舎建設担当参事につきましては、その都市計画のことはもうそれは冒頭でしっかりと説明をして、認識をしてもらった上でこういう、一方はもう市街化区域の東の端、もう1つについては市街化調整区域というのが出てきたということですが、それじゃそうといたしまして、そうであればもしここを候補地、予定地とするのであれば都市計画法の変更は当然必要となってくるわけですが、この総合評価、もう一度ちょっと見てみますと、この土佐山田中央公園につきましては「当該地は都市公園であるので建設するためには代替公園を必要とする。この代替公園の用地確保に要する時間や経費を現時点では明確に算出することができないので、おおむね5年以内、総額30億円以内という条件を満たすことが難しい。」現時点で明確に算出することができないというのは、計算はしてないですが条件を満たすことは難しいというふうに結論づけてるんですけども、やはりこれ都市計画法を見直さなければならない、この候補地が出たら。そしたら、その都市計画の見直し等に要する時間がどれだけかかるんか。やはりそういうところはしっかりとシミュレーションして、それを示した上でどうか。「現時点で明確に算出することができないので、しかし難しい」という結論は非常におかしいんじゃないかというふうに思うんですけども、その点についてお答えをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 住民への説明が足らなかったのではないかとのご批判につきましては、そういうご指摘があればお受けをします。しかしながら、私は先ほど申し上げましたとおり地域審議会の代表者でありますところで構成をされた委員会でそのような経過を踏まえて決定をしてくださっておりますし、また、同時に住民の代表である議員の皆さん方にも庁舎建設特別委員会で全員に、庁舎建設特別委員会の中で常に説明もさせていただいております。そういう意味では、私は十分に説明をしてきたというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 市長の説明に関することにつきまして補足をまず初めにさせていただきます。

庁舎の位置につきましては、合併協定書の中で土佐山田町内に建てるということは旧3町村で合意済みでありました。そういうことで、その土佐山田町内に建てるということについても既に合意したから合併がなされたということでございます。どういうようなところに建つろうということは、それは土佐山田町の中の諸条件、都市計画とかいんな条件がございますので、建築基準法とか。そういう事務的な手順を踏んで建てるところに建てるというのはそれは具体的なことでありまして、市民の方に判断いただくのは建てるべきか建てないべきかというようなこと。それは建てるべしという形で判断いただいております。具体的にじゃあ建てるには、実務的にどこに建てるのが可能なの

かどうかということ住民の代表の方と協議をさせていただいて、今日に至ったと。こういう経過でございますので、住民の皆さんに説明が不十分ということは当たらないのではないかと、これをまず答弁させていただきます。

それからまた経費につきましては、位置検討委員会でも可能な限り計算はしました。計算はしましたけれども、それは報告書を読んでいただければご理解いただけると思っておりますけれども、金額は確かに載っておりませんが「周辺の路線価とか売買実例を参考に推測はさせていただきました。」そう書いてあります。ただ、それが鑑定評価とか専門の方の評価額を打った金額ではなくって、あくまでも位置検討委員会が推測した金額は計算をしています。その計算をしたもとなったのは類推ではなくって路線価を使って、路線価はインターネットで見れば、税務署に行けば路線価を見れば全国どこの路線価もわかりますので、そういう閉鎖的な情報ではなくって皆さんが後から追認できる情報に基づきまして計算をした結果なかなか予測できる部分が、路線価とかで予測できる部分は予測しましたし、また、代替地を購入するに当たってはその場所によって条件もいろいろついてきますでしょうから、そういうついてくる条件についてはもう位置検討委員会では予測し切れませんから、その部分については相応の経費が必要であろうという形で判断をしました。総額30億円の中でいかに効率的に建てるのか。そしてまた、位置に要する経費が要れば要るほど建設コストのほうにはね返ってもきますので、そういうことも踏まえていろんなことを総合的に判断をして、位置検討委員会ではそういう協議をしたというふうにご報告をします。

それから、時間的な制約につきましても、都市計画の担当もわかることははっきりわかる範囲内でお答えをしました。しかし、都市計画を変えるのにどれだけ時間を要するのか。じゃあ具体的に事務を進めていったときにどれだけ時間が必要となるのかということにつきましては、何年とか何カ月とかいうそういう明確なお答えはすることができませんでしたので、そういうお答えはしませんでした。ただ、位置検討委員会では香美市の建設都計課の都市計画の担当職員のご説明だけではなく、位置検討委員会独自で県の都市計画課にも行きまして勉強もされております。そうした委員さんたちがどれだけ困難さが、都計を変えるということについて時間的な困難さがあるとかいうことを判断された結果がこの報告書に載ってきているのであって、この報告書はその審議した内容すべてを赤裸々に記載しちゃうということではございませんので、そのことはご理解いただきたいというふうに考えます。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。
- 11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

山崎龍太郎議員からも指摘があったことに関連しますけれども、この香美市庁舎建設委員会というものからこの議案が提出されて、何の変更もなくこの議場で審議されるということ自体に、議案提案権がこの委員会にあるのかどうか。この点非常に疑問視する

んです。というのは、中村（四万十市）も同じことでこの庁舎建設問題をやっぱり議会で、平成19年3月22日ですか提出してやっておる場合でも、あくまでもこれは市の、四万十市としてこの議案が提案されてるが、後々この香美市はずっとこのことが公文書として残っていくと思いますけれども、この建前はやはり変えておかなければいけないんじゃないかということで見解をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） はい。そのことにつきましてご説明します。

市長は、庁舎建設につきましては建設委員会、位置につきましては位置検討委員会に調査、研究をすることをお願いをして、住民主体のその委員会で出てきたその答申を形の上では諮問をして、それで出てきた答申を市の案として今議会、ですから答申が出てきたときには案はついてませんけれども、市長としてその答申を了承して、それを香美市の建設構想とするために今回議会に対して案として提示をさせていただいちゃうと。で、議会の議決を経た後に委員会ではなくって、議会の議決を経たことによって建設構想は香美市ということになるというふうに、事務局はそういう解釈に基づいて提案をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綏子君。

○20番（大石綏子君） はい。20番、大石です。

10月4日付けの香美市庁舎位置検討委員会の報告書ですが、先ほどから出ております3候補地の比較表の中で、用地取得費用等の中で「現在地でしたら10月4日までは用地取得費は不要である。」ただそれだけで出てきておりました。また、いろんな質問の中で、協議の中で駐車場も「来客用があればそれで十分だから」という説明もずっとされてきておりましたが、この10月4日の報告書になって初めて「用地取得費は不要である。ただし」ということから初めて10月4日に出てきたんですね。「ただし、現在事務所及び駐車場を6カ所借り上げ、その経費は年間1,282万9,000円（建物912万4,000円、土地370万5,000円）である。当該地は敷地面積が狭いので、駐車場用地及び倉庫の確保の関係でこれらのうち何カ所かは引き続き借り受け、借地料が発生する可能性もある」と。ここで初めて出てきたんですよ。こういう大事なことがなぜもっと早くから出てこなかったのか。また、今後これからここに建てるとしたらこの駐車場及び倉庫、そういったもろもろのあれがどれだけ必要なのか。また、この周辺との契約、そういった内容もはっきりさせないままにできてきていると思いますけれどもそういう点、具体的にお返事をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 位置検討委員会の報告書は、それは議案じゃないんですけれども、それは先日の議会の庁舎建設特別委員会の資料に基づいてのご質問なんですけど、この議案にはそういう資料はつけておりませんのでそのことを一言まず

説明させていただきます。

それと、報告書はいろんな過程を経て最終的に報告書としてまとまります。最初から報告書ができ上がっているわけではございません。ですから、委員さんもいろんな考え方の方がおられますのでいろんな意見を取り入れて、そしてその中で、協議をした中でそういう表現が必要であるという内容になって、最終的な文案というものができ上がってきました。その文案につきましては先ほど小松議員さんもおっしゃいましたように文法上おかしいとかいうご指摘もあろうかと思えますけれども、それはでも協議をしてきた過程の中でそういう結論に至ったということでございます。最初から出てきてなかったから云々ということは、ご批判には当たらないのではないかとこのように考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。

何点かお聞きをしたいところですが、まず住民への説明あるいは住民との合意形成の問題で、地域審議会の皆さんや議会の議員が入って、位置検討委員会であり、それから庁舎建設委員会であり、庁舎建設特別委員会であり、その中で十分に議論をしたから住民説明は果たされているというふうにご説明があったかと思えます。これは、この間にもずっと議論があつてきたところなんですけれども、やはりこれでこのまま議決するといひますととても狭い範囲での議論に、その部分では議論は尽くされたかもしれないけれども狭い範囲での議論に終わってしまうんじゃないかというふうな懸念が1つと、それから住民の代表であるから構わないというふうにおっしゃったわけなんですけれどもその懸念が1つと、それから位置検討委員会の最終的な会議の中で委員15人中賛成が8人であったというふうに意見が分かれたことについて、さっきの議会運営委員会でも「15人ではない、1人欠席していたから14人、委員長は抜くから13人中8人」というふうにおっしゃったんですが、そうではなくて、1人欠席をされた方も意見書を付して、ご自分の立場を明らかにして欠席したことも私は1つの意思表示ととらえます。それと、委員長は可否同数になった場合は採決に加わるわけですのでやはり15人中8人と言って差し支えないと思えますが、市長が諮問をされた委員会であってもこれぐらいの賛成にとどまったと。

それともう1点、(広島県)安芸高田市の例も引いて申しますと、安芸高田市の場合は住民との協働というスタンスでやはりその地域審議会、あそこは地域審議会がずっと大変歴史のあるところなんですけど、旧6町の地域審議会のメンバーや女性会とかそれから公民館を利用して、公民館を建てかえるということで公民館を利用されている方々も招いて、また老人クラブの方、公聴会を開く等して決定をしてるんですね。そういうふうにはやっぱり幅広くやる必要があったのではないかと。それから、先ほど来から出ています一度はやっぱり説明会なり公聴会なり開く必要があったのではないかと。やはり議決には私は時期尚早と思うんですけど、そのあたりお伺いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） はい。まず、庁舎建設位置の問題ですけれども、先ほどもご説明しましたように位置に関しましては、合併協議の中で庁舎位置をどうするのかということは合併で物すごく重要な案件であるということで、慎重に審議もされて土佐山田町内という形で決定したことでございます。このことについては、位置については十分住民の皆様もご承知いただいているというふうに考えておりますし、また、土佐山田町内に建てるということを決めた中で、それではおおむね5年以内に建てることのできる場所をとかいう形になりますとそれはもう実務的な問題になってきます。建築確認とか都市計画とかいろいろな制約条項がございますので、それに基づいて実際の建設というのがなされなければならないと、このように考えております。住民の方があそこがいいから建てるとかいう形にはならないと。あくまでもまちづくりは、基本となる都市計画とかまちづくり構想とかいうものはございますので、そういうものに基づいて位置というのは決定されている。それは技術的な問題である。

そしてまた会議の進め方ですけれども、確かにおっしゃるようになくさんの住民の方々にご意見を伺えばよろしいんでございますけれども、やはり庁舎を現実に建てるとなりましたら都市計画とか建築基準法とかいろいろ技術的な問題もございます。そのことも踏まえた上での議論でなければ、前向いた議論にはなっていきません。そのために住民の代表者の方と行政は協働をさせていただいたということでございます。これからは重要な案件につきましては住民との協働作業を進めていかなければならない。これから地方分権がますます進んでいきますから、やはり自己決定、自己責任で自己決定する。結果がどうあろうと、それは自分の責任という形でいくためには、やはり住民とも大きな問題については直接ご意見を伺い、また一緒に協議をしていくことは必要だと思います。その協議の進め方の問題としては、いろんな細かい前提条件を無視して単にご意見を伺えばいいとかいう姿勢ではないということですね。一定の条件、一定のルールというものがございますので、それに沿って住民の代表者の方と協議を進めていくことによって住民との協働を果たしていきたいと、このように考えておりますのでそういう考え方に基づいてこの位置検討委員会、それから建設委員会というものは運営されてきたということでございます。事務局としましても指示をされて原案をつくるとかいうようなか形でいきましたし、そういう形で議事は進めてまいりましたので住民不在という言葉は当たらないというふうに考えております。それで、以上でしたかね？議決の進め方とか住民協議のあり方も含めまして、そういうようなことをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 住民不在とは言っておりませんので。私が言いたかったのは、庁舎建設という物すごく重要な、住民全体にとって重要な問題はもっと幅広い層からの

意見をくみ上げること、意見交換が最も大事にしなければいけない事項であろうというふうに思います。いろんな制約はあるでしょうけれども、その中でもっと幅広いところから意見を広く集約しようという姿勢が一番必要ではないかと思うところです。

それと、さっきから何度も同じことを聞くなというふうに思われるかもしれませんが、どうしても私が納得いかないのはこの建設構想がこのまま、この名前のまま議案となって出ていますが、この前お伺いしたところ住民との協働でやったということを大切にされたいという市長の思いがおりになってこの名前そのまま出たということですが、この前確認させていただいたらこれは議案ということですので、やはりこの内容をそのまま議案として出すにしてもここは名前は「香美市」として、議決された後で「香美市」になるんだと言っていましたけれども、議案の提案の仕方というのはそうではないんじゃないでしょうか。「香美市」として出すのが本当ではないでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） はい。まず、意見の集約に関しましては、住民意見の集約に関しましては、市長のほうから提案説明の中でも申しましたように、建設委員会は12名中6名の方が住民代表でありますところの地域審議会から推薦いただいて、なっていた委員さんです。そして、市民の方から直接選挙で選ばれました議会議員さんからも3名の委員さんを迎えております。先ほどから言っていますように庁舎建設というのは技術的な問題もございますので、やはりここへ建てたいとか言ってもそれが困難なことも、法令的に難しいこともあるわけで、そういうことを含めて建築の専門家でありますところの工科大の先生とそれから建築設計士の方に入ってきていると。そして、市の執行部は代表しまして副市長が参加したと。こういう中で議論をして建設委員会として協議したわけですので、やはりその意見の集約は、広く住民の皆様の声を集約した形でなされてきたというふうに解釈をしております。

それからもう1点のことにつきましては、議員さんがおっしゃるとおり幾ら委員会から出てきても市長がそれを認めたものであれば「香美市」として出すが本当じゃないかと、そういうご意見は、そういう考え方も一つあるかと思えますけれども、今回別冊で出しておりますので、別冊ですので、この議案書。実際に答申を受けた内容をその市長は、その内容を尊重しているということを明確にするという意味もあってそのまま出させていただきゆうと、こういうことでございます。そこは「香美市」でないといけなとかいうことに関しましては、事務局としてはそういう思いで提案をさせていただきましたけれども、ここは「香美市」とするべきであるということであればまたそれは検討はさせていただきたいと思えますけど。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 今、庁舎建設担当参事がおっしゃった、そういうご意見であれば検討をしますとおっしゃられたんですが、では今これを修正されるお考えはありま

すか。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうから提案の方法についての議論のようでございますので、発言をさせていただきます。

ここに香美市庁舎建設構想なるものを香美市庁舎建設委員会から提案を、諮問をいただいております。今回、その提案に際しまして別冊として、現実には資料的に、資料でここへ提出させていただいておりますので、この議決をいただければ新たに新庁舎建設構想ということで「平成19年10月、香美市」という形のものに仕上がっていくということでご理解をいただきたいと思っております。

○4番（大岸眞弓君） 動議になってない。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 私は動議で提案をしたんですが、同じご答弁になってますが。これはもうそしたら名前を変えることはない、今回、提案されない。

○議長（中澤愛水君） 動議は賛成がありましたか。動議という声はないし、賛成という声もありませんが。

○4番（大岸眞弓君） ああ、そうか。わかりました。それはいいです、そしたら。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 私から1点だけお聞きをします。

位置決定は非常に重要な案件ですが、私が住民から聞いたのは「継続審議にして住民投票にしてほしい」と、こういうことで、これは市長に聞きますけど議会運営委員会では不採択と、こういうことですが、住民投票にする気はないですか、どうですか？

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） ございません。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎。

財政のことについて伺います。

構想の6の3の建設資金計画、資金内訳、庁舎建設資金15億円、一般財源5億円、特例債10億円ということで一定の評価をしているところではございますが、私の気にかかる点はこの合併協議会特例債の10億円の今後の動きについてですが、先ほど来の質問で一本算定以降は交付税等も含めて不確定要素があるのでシミュレーション等は出せないということでありましたが、この現実的に市債として今180億円弱でしたかね？ある中で、執行部としても前倒しをしてやっていくということも、中期財政計画でもかけてやって平成19年度推移しているわけですが、予算等もご指摘いただいたことでもありますけれども、その中でやっぱり現実の動きと、それと特例債の返済自体がこの財政へどういうふうに影響していくのかと、香美市のね。それについてご答弁を求めま

す。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） はい。山崎議員さんのご質問にお答えします。

まず、この合併特例債で10億円を想定しております。ここの合併特例債で10億円を想定するためには、中期財政計画で今後の歳入の動向とかそしてまた起債のあり方、残高とか、そういうものを勘案して10億円程度であれば財政的に負担にならない額であるという判断をして、10億円という数字にしております。30億円の予算のうちにもっと起債を借ることも可能だとは思いますが、そうすることによって後年度負担が大きくなると、それはよろしくないという考え方をしています。ですから、この建設方針の中でも後年度負担を極力減らすという考え方に基づいて建設方針をつくっております。というのは、初期投資がある程度かかったとしてもランニングコストが安くなるようなことであれば、将来の市民の対して負担が少ないと。こういうような観点に基づいてやっておりますし、また、起債に対しましてもどうしても通常の起債事業の上に庁舎建設の起債がはまってきますので、その年度だけ突出して負担が多くなれば大きな問題となろうかと思えます。ですから、事前に起債の総額を減らすような算段をして、そういう財政運営をしております。ですから、今年の当初予算の時点の起債の残高表なんかも見ただけであれば一目瞭然なんですけれども、170億円、普通会計ベースですか、170億円近い起債残高が平成19年度末には170億円を切る、169億何千万円に減ると。つまり、償還費というのは公債費は23億円前後でずっと推移していますが、元本を返して返して、それで返す元本と同額の起債を借りていけばひとつも公債費の支払額は減らんわけですね。でも、支払額そのものは減らなくても元本を返していますので、結局借りた総額は5億円単位でだんだん下がってきているというのが現在の状況です。そういう形で長期的なスパンで見て財政運営を考えながら、庁舎建設をしても財政的に負担がかからないという方向性でこの10億円の起債もしていると、こういうことをございますので。また、その間の中期財政計画とか長期の財政シミュレーションのことにしましては、議会の皆様にも平成18年10月8日には財政シミュレーションの説明会もしましたし、また中期財政計画につきましては完成してから平成19年2月21日にも詳しいご説明を申し上げ、これから交付税がどういう方向性になるのか、また税収がどういう形で下がっていくのかとかいうようなことも詳しくご説明したとおりでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連。

その中で特例債10億円がありきなのか、その点。ここになるとすれば土地代は要りませんわね。そこでランニングコストを安く抑える方向ということも言われたんですけども、現実問題トータルがそういうことでいったら20億円まで圧縮された場合です

わね、その可能性が丸っきりないのか。上限は30億円、マックスですので、その中で同じような比率で一財と基金と、基金は全部つぎ込むかもしれませんが、その特例債の配分でやっていく構想なのか。それについてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） はい。お答えします。

あくまでも中期財政計画での予算の総額は30億円です。事務局としましては30億円の範囲内で新庁舎を建設したいというふうに考えております。30億円を最初から全部使い切るとかいうような発想で庁舎建設は進めておりません。庁舎建設、これからこの構想が議会でも承認いただければいろんな具体的な事務作業に移っていくわけですが、そのときに30億円あるからこれはなるべくこっちの方を取ろうとかいうような、高価なものをとか、より広くとか、そういうような観点では考えておりません。あくまでもこの建設方針に基づいて、ここに書かれていますように香美市の身の丈に合わせてデザインして実現していくという方針を立てていますので、その結果、やはり30億円よりも下がる可能性はあるのではないかとというふうに事務局では考えております。そして、30億円よりも圧縮されることが、それは市民にとっても有益なことであろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 財政問題で関連でお尋ねする前に、さっきの議論が尽くされている尽くされていない問題のこともう1点は、それぞれに住民の代表等が入った庁舎建設委員会、それから庁舎建設委員会、それから庁舎位置検討委員会等、それぞれ個々に議論は十分されてきておりますけれども、一度も双方向の議論が、対面して双方向の議論がなかった。これがやはり議論が足りないということでは、さっきも言いました15名中8人の方の賛成にとどまった。それから、議会からも継続審議を求める声が11人の議員から起こったということは、やはりこれは議論がまだ熟していないかというふうに思います。

それと、さっきの財政シミュレーションの話ですが、まず、私は庁舎建設担当参事が庁舎を建てるに当たって、10億円の特例債というふうに、特例債が充てられるというその見積りといいますかその見通し、見積りといいますか。それについては、よその自治体から比べましても庁舎建設のときの、非常に堅実でその辺はもちろん評価ができると思います。それは1点申しておきます。けれども、中期財政計画5年間いうたら建てるまでの計画ですよ。その返済計画はあらましても示すことができないものか。大変それがなくなることが不安材料なんです。例えば、今年の決算書で「交付税の行方がどうなるかわからん。」というお話もあったんですが、65億円決算が、交付税が入ってきておまして、公債費の方が逆に22億円というふうになっておりますが、今やっている事業が、この22億円が一本算定になるころにどういうふうな額になるか、その額はわ

かりますわね？入る額がわからいでもそのカーブと、今現在起こっている交付税の降下、全体として降下しているカーブとどういうふうになるのかぐらいは出ないものでしょうか。きのう地方財政セミナーというのに、(香川県)高松市のほうで参加をしております、今まで小泉内閣になって20兆円の地方交付税が15兆円に今まで減らされてきてます。それでどことも大変悲鳴を上げているわけですが、そのうちこれからは10兆円はそのままで、5兆円は基準財政需要額の中の投資的経費をもう取っ払ってしまって、新型交付税でやっていくというんですね。新型交付税というのは香美市にとっては非常に不利な積算になると思うんですけれどもそういうことですか、それから夕張問題以来、財政健全化法というのができまして、起債に対して大変厳しい規制がかけられると。その数値が今年11月に出されるであろうというわけですね。その指数を当てはめてみて、もう一度計画をしてやるということではできないものか。いずれにしましても、家を建てるときでも返済計画もないような建設計画というのはないと思うんですけれども、そのあたりに非常に不安を感じるんですが、その辺どうでしょうか。

○議長(中澤愛水君) 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事(前田哲雄君) ご心配はごもっともだと思います。10億円がどういう役割を持つかということですが、現在、香美市は10億円から15～16億円ぐらいの起債を借りております。2年間で10億円、5億円、5億円ぐらいを借りることを想定しておりますけれども、そういう形になったとしても大きく起債の償還額がはね上がらないような事前の努力を、起債を減すとか残高を減すとか繰り上げ償還するとかいうような形でそういう努力はしているというご説明を申し上げましたし、また、この中期財政計画を見ていただいてもおわかりのように特に建設に当たる年度の起債の額も、市債も平成19年度は16億円ぐらいのものが平成20年度は21億円、そしてまた平成21年度は18億円というような形で財政計画もこしらえております。結局、庁舎建設をすることを織り込んだ中期財政計画でありますから、やはり応分の起債を借りるとなったらその分をどこかで減すという作業をしてるわけです。そういう財政計画に基づいて現在庁舎建設というのは進んでいるということです。通常の事業を通常どおりやって、その上にまた庁舎も建てるのかというようにすることは考えておりませんし、全体の5年間の間にどれだけの投資的事業をしなくちゃいけないのか。それと庁舎建設とのバランスですよね。それを考えて無理のない起債の額を確定をしておりますし、財政計画もそのようにしてます。ですから、そんなにご心配になるほど大きく影響するとは思いませんし、それからまた具体的にご説明をということですが、具体的な説明はかなり、方向性を示すことは可能ですけれども具体的な数字までは厳しいと思います。といいますのも、第1次振興計画でも人口が4,000人減るという想定を、その有効な施策を打つことによって2万8,800人の人口を維持しようと。2,000人しか減らさんようにしようという第1次振興計画を立ててますよね。つまり、これから団塊の世代が退職をされて、それから社会的に活躍される、社会を支える層が圧縮さ

れて高齢者の比率の方が多くなるという現実には十分認識してるわけです。その中でじゃあ税収がどれだけ落ちるのかということ、ある程度方向づけはしてもそこを数字まで明確に出すことはなかなか今の段階では、正確に出すということが難しいということです。財政としましてはある一定、かなりの方向性で下降するであろうと。交付税も交付税特会自体が赤字でありますし、また特会自身の借り入れも34兆円ですか既にあるわけで、それを返していかないかん。これから景気が上向いたといっても、交付税特会自体が34兆円とかいう物すごく大きな借財を持ってるわけですから、地方税が伸びた分はそっちのほうで返す努力をしていかんといかんとかいうような形を思えば、その交付税もなかなか伸びる要素がないという、見通しとしてはそういうものを持っております。でもそれは数字的に云々というところまではなかなか具体的に、いろんな数字を積み上げることが現時点では難しい、困難であるということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） それと、妙に具体的に数字を積み上げるのは難しいのかもしれませんが、でもずっと財政畑でやってこられた庁舎建設担当参事があらましのことでも想定がつかないのか。

もう1つ、基準財政需要額がこれからやっぱり低く見積もられていくというふうな方針が出てますよね。そうすると、10億円特例債を使って建てて、ずっと10年間で返済していくという、1年間に1億円、仮の話ですが1億円返済するとして、その中の交付税が70%で7,000万円ですか。それが基準財政需要額で措置をされるという表記ですので、基準財政需要額が低く見積もられるとその7,000万円が7,000万円じゃなくなるおそれもあると思うんですよね。こういった傾向から言って、今、全国でも、特例債を全部使って全国で庁舎を建てられたパンクしますので庁舎問題はもうずっと建設が、全国あちこちでとまっているというんです。そういうこととかいろいろ考え合わせてみて、それからその財政健全化法との関係でその11月にそれをはかる指標が出るということなんですが、起債制限比率との関係でそれを当てはめて数字も出せるかと思うんですが、そういうこともやっぱりやっておくべきではないでしょうか。それである程度のものは示せるんじゃないでしょうか。例えば、今やっている事業の償還、借金の返済額が何年度にどれぐらいの額になるかというのはわかりますよね？それぐらいは、それと一本算定になる時期とがどういうふうに重なっていくのか。なるだけ重ならないように前倒しをして、工夫をしてというふうにおっしゃったんですが、そういうものもちょっと見せていただきたいと思うわけなんです。

それと、さっき言いました各会同士での双方向の意見交換、それから議論が尽くされてないがゆえにこういうふうに継続審議を求める議員が11人もいるというふうなことについてはどうでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） お答えします。

まず、中期財政計画を立案したときに、今、議員さんのおっしゃられましたようにこの年度年度でどれぐらいの起債事業をするのか。そしてまた、その年度にどれぐらいの金利になっていくのかというようなことは想定もしておりますし、また、既存の起債の部分ですね、既に借りている部分についてはパソコンにも入ってますので、起債計画については残高の推移というものは類推できるわけです。ですから今後、庁舎建設をすることを前提に財政計画を掲げてますけれども、その財政計画を逸脱するほどの投資的事業、起債事業とかをしていけばそれは壊れていくと思えますけれども、現在の計画が。現在の中期財政計画をつくった、シミュレーションをした内容で現在の計画が済んで次の中期財政計画を立てるときにも、似たような考え方に基づいて身の丈に合うた財政運営をしていけば財政破綻は起こらないような体制になるというふうに考えておりますし、また、財政サイドとしましては不確実な事柄を、いろんなことを詰め込んで推測することにつきましては極力自粛しているという状況でございます。といいますのも、数字になってしまえば、一度数字としてご報告してしまえばその数字がひとり歩きする通例、そういうような事例もございますので、わかる範囲内でわかることをご説明し、それからわからないところは定かに判明しないという、そういうご説明をさせていただきゆうということでございます。

今回の財政計画については中期までしか財政計画を持っておりませんが、それについては綿密な計画、それから起債の管理とかいうこともした上でやっておりますし、また、今年の当初予算も中期財政計画に基づいた当初予算になっております。中期財政計画を絵に描いたもちにはしておりません。その中期財政計画に基づいて財政運営はなされてますし、その予算なんかもその範囲内でおさまるように運営をしていきゆうと、こういう状況でありますので、そういう姿勢がある限りは財政破綻を起こらないというふうに考えております。

そしてまた、委員会を2つの委員会に分けて、その委員会の相互の意見交換がなかったのではないかとご指摘でございますけれども、もともと一本の建設委員会で審議しようとしたけれども、今までご説明してきましたようにそれには疑義がございまして、特別に位置だけに関しての庁舎位置検討委員会をこしらえてそこで審議いただいたという、こういう経過でございますので。位置に関して相互意見を言うのではなくって、それぞれ今こういう状況にありますとか、それぞれの報告はそれぞれの委員会にしております。ただ、委員会同士が一堂に会して議論するということはございませんでした。位置検討委員会の中からも、例えば「建設理念とか建設方針とかいうものが明らかにされなければ、ただ単に場所を選ぶという問題ではない。」というご意見もありました。そういうご意見も受けて、その建設委員会では8月に取りまとめた中間報告という形でなぜ庁舎が必要なのか、そして、今はどういう時期なのか。そして、建設理念は何

なのか、建設方針はどうかということも8月の時点で事前に明らかにもさせていただいて位置検討委員会のご要望にも答えたこと、こういう形になっております。ですから、一堂に会して議論したから云々ではなくって、お互いにそのキャッチボールは、こういうところが足りないとか欲しいとかいうことについては、そのことを建設委員会のほうにも言って、そしてまた建設委員会もそれ向きに相応の議決をしてきたこと、こういう関係にございますことをご承知いただけたらと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 庁舎建設担当参事、違います。その2つの間ではなかったとおっしゃったけど、私は2つの間でということは問題にしておりません。

それから、庁舎位置検討委員会については守秘義務、性質上ですねあったということはわかりますので。ただ、その2つの間じゃなくて議会も含めて、その庁舎建設のことについて検討している全部の会がそれぞれ議論をする場が欲しかったと言ってるんです。その結果についてはたびたび議員協議会等でも聞きましたし、庁舎建設特別委員会等でも聞きました、こういうことが決まりましたよということ。けれどもそこに至るまでの間に意見を交換し合って、そういう場が欲しかったということ。どうしても、何か靴の上から足をかくような歯がゆさとか、何と考へましても腑に落ちないとか、腹に落ちない議論のままきいていると思います。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） その点に関しましては先ほど市長もご説明しましたとおり、両委員会の会議の内容等につきましては審議状況を議会の庁舎建設特別委員会のほうに逐一ご報告もさせていただいております。そしてまた、その庁舎建設特別委員会で特に議論をされて意見等がございましたら、議会から選出された委員さんもおられますので議会のご意向というものを建設委員会へフィードバックすることは可能だったというふうに考えております。そういうやり方でやりますよということ、今年4月の庁舎建設特別委員会でもそういうお話があったかと思っております。その中で議会のほうからも格段のご意見とかいうものがなかったとかいうことにつきましては、やはり建設委員会で適切な審議、そして適切な調査、研究がなされてきたから議会からも方向性がおかしいのではないかと、こういうところをつけ加えたらいいのではないかと、ということまで、なかなかそういうご意見が出なかったのではないだろうかというふうに事務局では理解しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） ちょっとこれはお聞きしておりますと継続にかかわる、継続する方向の意見ばかり出ておりますので私も一言申し上げたいと思っておりますが。

やはりこの庁舎位置検討委員会なり構想の委員会なり、非常によく時間をかけてやっ

ていただいておりますというふうに私は思っております。やはり、今とらえなければいけないのは、行政のほうもアンケート等を取ったというふうにお聞きをいたして、こないだ見せていただきましたが、まず事務所の分散化、7カ所に分散しておるわけです。それがどれくらい住民に現在ご迷惑をかけておるか。そういうことは、今、意見が全然出てきません。そういうこともやはり考慮して、合併して1年半を過ぎましたのでおおむね5年以内に建設することは合併協議会で確定しておりますので、できるだけ速やかに新庁舎を建設して、そうした住民にご不便をかけんような、やっぱり本庁は一本で、どなたが来られても本庁で用件が済ませれると、そういうふうな庁舎を建築すべきであります。そういった点では何も意見が出ませんが。

また、この庁舎につきましても昭和37年（建築）で築45年を経過しております。そうした場合にいつこの南海大地震が起きてもおかしくないということが言われておるところであります。そうしたときに、これを引き延ばして継続しながらやっておって、いつくるか、あしたくるかもわかりません。そうしたときに議会の対応というものはこういうことではなくて、どういう責任があるか。私は責任取れません。やはりこういった市民から、地域審議会から、それから公募してきた委員の方々がそれぞれ真剣に議論をされた中で決定をされておるので、私はこれは尊重すべきだと思います。それと我々もお互いに選挙をくぐって住民の支持をいただいております。そのことは、やはり住民の代表であるというふうに私は思っております。すべての住民でやれば、それは住民投票をする必要ありません。そういったことじゃなしに、合併の段階からこの庁舎の問題は議論を尽くしてきておるわけです。そして今、庁舎建設担当参事も言われましたように議会の庁舎建設特別委員会で、再三にわたってこのことについては庁舎建設担当参事から逐次その進行状況について説明を受けております。そうしたことが1つも出ません。そういうことが非常に私は残念でありますし、やはりこうした、まずは市民に不便をかけておる、このことをまず早急に正すべきでありますし、耐震の問題は特に急がれると思うわけです。そしてまた、用地の問題も、用地費の問題も必要でなくなってくるので、そういった点で「非常にこの建築は適しておる」というふうにこの総評にも書かれておりますが、やはりこういった点を重視しなきゃなりません。まずわかっておれば、まとめておればお聞きしたいんですが、その分散しておることについて住民からどういう苦情がきておるか。わかっておればその点だけでもお伺いしたいと思います。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。
- 市長（門脇槇夫君） 住民の皆さん方からこの分散については、それでアンケートを取ったとかそうしたことはございませぬけれども、しかしながら現実的に何カ所にも分かれておりますし、また、ご不便をおかけをしておるということは時折、再々そうしたご意見をお聞きをするわけです。そうしたことはもう厳然たる事実でございしますので、やはりこの解消のためにも早期に建設をしなければならぬというのは当然のことだと

いうふうに思っております。また、同時に私自身合併協議も含めずっと携わってきたわけですが、合併協議の中でも「おおむね5年間のうちに建てる」というふうなことも明記もされております。私自身4年間という限られた任期をいただいておりますので、私のやはり責務としては合併協議に基づいてきちっと真剣にこれに取り組む。5年でございまして私の任期内に建ち上がる、完成をするということは難しいとは思いますが、しかしながら、やはりこの4年間のうちに最大限努力をすることが私に課せられた責務だというふうに思ひまして、今回このような建設委員会、そして位置検討委員会の皆さん方に、また、同時に財政計画にも基づいた方法の中で進めさせていただいておりますということもご理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はございませんか。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 片岡です。

私はこの建てることについてもその必要性についても場所についても反対するものではありません。ただ、この委員会の中でのそういう多数決によって、言うたら思惑でない結果が出てくることはそもそも市長も十分腹に落ちちゅうと思う。きょうの採決をすればおそらくその二の舞を踏むということは、僕は目に見えてると思います。そういうことから言ってもやっぱり継続審議という、今までも議員については守秘義務でここに決まっただけのことではだれも言わんときちゅうわけよ。これから公に言えるわけやからね。そういうことから踏まえてやはりその慎重な議決いうか、そのことがやっぱり今後の問題としては、こういう大きなプロジェクトをする場合にはやっぱり多くの賛同を得て建てたんだと。みんなが注目してよかったと言える結果でなかったら、ここで微々たる多数決で、多数で議決をせんほうがえいんじゃないかということをお願いしておきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑は。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（中澤愛水君） はい。討論がありますので、まず原案に反対の方の発言を許します。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。私は、議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定についてに反対の立場で討論をします。

まず、私は新庁舎を建設することに反対するものではありません。それは新庁舎建設構想にもありますように、事務所の分散化により利用する市民にとっても執務する職員にとっても非常に利便性、効率性が悪いこと。そして、耐震性の問題、設備不備の問題やセキュリティー面からも建設の必要性は十分に認めます。そして、位置についても新

たに土地を取得する必要のないことや、また交通のアクセス面や利便性の高い市街地であること。下水道、上水道も完備されていて、建設するに当たって他の候補地よりも障害が一番少ないことなどを考えると、やはり現庁舎位置が適切であると思っております。

しかし、このまま議決するのには賛成できません。まず、これまでの議論があくまで「合併後おおむね5年以内に建設」という合併協定項目を最優先して、そこから議論が出発しているのではないのでしょうか。庁舎建設問題の議論には財政的な裏づけの検討が欠かせません。ところが、先ほど来も申しましたように本議案は、長期的な財政シミュレーションがあらましても示されてないままの提案となっています。当初示された香美市中期財政計画は5年間のみのもので、内容は今後の国の動向を見ながら市債の抑制に努めるなど堅実な財政計画となっています。しかし、問題は合併に伴う特例措置が切れ、地方交付税交付金の算定が一本算定になる平成27年度以降の激減は、財政基盤の弱い本市にとって深刻な影響となることは明らかです。庁舎建設は合併特例債の返還時期と地方交付税交付金の削減時期とが重なるとどうなるのか。他の償還払いとの関係ではどうなるかなどの十分な検討が要るのではないのでしょうか。

次に、合意形成の問題です。

これまでも一般質問等でも取り上げてきましたが、ごく限られた層だけの議論となっています。庁舎建設特別委員会、庁舎建設委員会、位置検討委員会などがそれぞれに個別に会は開いてきましたが、一度も双方向での議論がありませんでした。また、市長の諮問を受けた庁舎位置検討委員会の最終の会議でさえ、15人中賛成者が8人と意見が割れた点も懸念事項です。本来庁舎位置の検討という市民にとっての重要案件は、その性質上全員一致かそれに近い数での決定を目指して議論が尽くされるべきではないのでしょうか。また、住民参加という点では、視察に行きました（広島県）安芸高田市のように市民と協働のまちづくりを推進するという立場から広く市民の意見を聞くため、市内6町の自治振興組織の代表、女性会、老人クラブの代表、また識者や公民館も建てかえとなるため吉田町公民館利用関係者などに呼びかけて、市民公聴会を開催するなどしています。本市では一度も公聴会も説明会も行われておりません。広報などに決まったことは掲載をされますが、決まったことを説明、報告するのではなく、その決定過程への住民参加こそ必要ではないのでしょうか。

以上のことから、このまま議決をすることには賛成できません。

もう1点は、先ほど来言いました議案提案についてです。

きょうの質疑でも先日の質疑でも述べましたけれども、香美市庁舎建設委員会による新庁舎建設構想という市長の諮問への答申書がそのまま議案として出されるのは納得できません。幾ら委嘱を受けたといっても、香美市庁舎建設委員会に議案提案権はないのではないのでしょうか。市長がこの内容に十分納得されたにしても、一度は庁舎内で再度審議して香美市として提案し直すべきではないのでしょうか。

以上のことから、庁舎建設の問題は今議決を急ぐのではなく継続審議とするよう求め、

反対討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 22番、西村でございます。

私は、議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定について賛成の立場から討論を申し上げます。

議会といたしましても、先ほど申し上げましたが庁舎建設特別委員会を全議員で設置をいたしまして、行政の庁舎建設及び位置検討委員会の審議状況等につきまして資料をもとに担当の前田庁舎建設担当参事より説明を受け、今日まで数回の質疑を行ってまいりました。庁舎建設委員会は、第1次香美市振興計画や合併協議会の香美市まちづくり計画をもとに新庁舎建設構想を昨年12月から11回の委員会を開催をして、取りまとめたと聞いております。その取りまとめが10月9日付けで市長に報告をされておるところであります。また、庁舎位置検討委員会も旧3町村平等に各5人、計15人の委員で組織をされ、4つの前提条件、1つには地方自治法、1つには予算、また期限、場所を設定をいたしまして、最終的に候補地を3カ所に絞りそれぞれ詳細な検討を加え審議した中で、4つの前提条件や香美市まちづくり計画及び土佐山田町都市計画という既存の与えられた条件化で最良の選択をするべく努力をされて、その結果、現在の香美市庁舎敷地が新庁舎建設用地に最もふさわしいという結論に至っておるので、そういった新庁舎建設予定地として委員会が推薦、決定をしておるといふふうに報告がっております。私はそういった点でこの庁舎建設委員会及び庁舎位置検討委員会も、地域審議会から認証的に選任されて今日まで審議されてきた結果の報告であり、その委員会の決定を受けて市長が議会に議案として香美市庁舎建設構想の策定について提出したものであります。議会といたしましても委員会の審議結果を尊重すべきというふうに考えます。

理由といたしましては何点か挙げられるところではありますが、まず、各2つの委員会でも審議されているように、1つには合併協議会が決定した「おおむね5年以内に土佐山田町に新庁舎を建設する。」とされておるところであります。そういったことから考えれば合併から早くも1年半を経過しており、時期的な面でも早く結論を出すべきであるというふうに考えます。

また、現庁舎は築45年たっておりいつ起きるかわからない南海大地震にも、住民の安全を図るためにもそういった災害を想定し一日も早い建設に取り組むべきであるし、委員会が民主的提言しているのに議会が建設を引き延ばすような継続、もし南海地震が起きた場合、災害の責任を議会が負うことはできないと思います。

さらに、現状では本庁としての事務所が7カ所に分散化しておりますが、特に教育委員会などはかなり離れており市民に大変な不便をおかけしているわけであります。その現在の事務所の借上げの経費は年間912万4,000円ですが、この点でも早期建設し、本庁としての機能を果たすようにすべきであるというふうに考えるところで

あります。

特に、新庁舎位置検討委員会が候補地を3カ所に絞った中で検討した総合評価がまとめられておりますが、現在庁舎位置以外は都市公園の代替公園も必要で時間と経費が多くなること。また、都市計画の変更を要するところ。そうしたことから考えれば、時間と用地費が多くなることから言えば、庁舎位置は用地費が無料であることを挙げて、総合評価については委員全員が賛成であると伺っております。このことを重視しなければなりません。後ほど申し上げますけれども、採決はいたしておりますが、この総合評価のまとめは全委員が一致して賛成をしておるところであります。しかし、位置の採決を行った場合、全員賛成でなければならないということではありますが、現在の庁舎位置に決定したとのことであるが時間をかけて審議し、総合評価として賛成をしておきながら位置の決定には賛成をしないということについては、その理由は何か疑問を持つところであります。さきに述べたように議会でも全員で庁舎建設特別委員会も設置をいたしまして協議を重ねてきましたし、最近では去る11日にはきょうの議案である香美市庁舎建設構想の策定について、事前に説明を前田庁舎建設担当参事より受けて質疑を行ったところあります。これは議員の皆さんに十分に構想の内容を理解してもらい、また、意見を聞くために庁舎建設特別委員会を臨時議会の前に議長が開催したと私は思っております。こうして時間を費やして庁舎建設特別委員会をいたしまして、本日の議会がスムーズなやはり結論を得るように、時間を取りはからったというふうに私は思っております。そうした中できょうの臨時議会については、時期尚早と思われるなら11日の庁舎建設特別委員会で発言を、きょうされたようなことをすべてしておくべきであろうかと思えます。また、継続審議を必要とするなら問題点を11日の庁舎建設特別委員会で発言をし、十分な議論をすべきではなかったかと思うところあります。また、議会にも私が議長当時1件、現中澤議長でも1件の、計2件の現在地へ建設の陳情もあっております。

以上の点から私は新庁舎の位置は委員会の報告のとおり、4つの条件からしてまず用地費が必要ないこと。期限もおおむね5年がクリアできること。また、地方自治法第4条第2項に合致して、交通、流通及び情報の中心に位置することを考えられることなどから、この構想によって早期の庁舎建設に取り組むことが。市民に不便を来さないためにも、また防災面からも最も望ましい。また、財政面でも、建設資金計画についても報告があっておりますように庁舎建設計画の中で総額建設費を30億円として、その資金の内訳は庁舎建設基金15億円、一般財源5億円、合併特例債10億円と計画されており、すべて十分な構想であると私は認めて本案に対し賛成の討論とするところあります。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） はい。7番、千頭洋一でございます。

○議長（中澤愛水君） 賛成か反対かを表示して下さい。反対ですか？どうぞ。

○7番（千頭洋一君） この平成19年第4回香美市臨時会提出、議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定についての提案に対しまして、私は反対の立場で討論を行います。

なお、初めにこの提案を見るまでの過程において熱心に討議を重ねてこられました2つの委員会及び前田庁舎建設担当参事に対しまして、その熱心とご苦勞に対しまして心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、新庁舎建設構想は平成17年3月23日に調印の合併協定に基づいて策定されたものであります。具体的には、協定書第24項目、「新市建設計画に係る事項」に定められた別紙の第7項、「公共的施設の統合整備の方針」に基づいて策定されるものであり、このことは周知のとおりでございます。要点のみを申し上げますと、「合併後おおむね5年以内に新庁舎を土佐山田町内に建設する」ということであります。

ところで、この議会に提案になった新庁舎建設構想の9ページ、新庁舎建設計画の2、建設予定地等についての項に「具体的建設予定地が現庁舎位置」と記入されておられます。この建設予定地に異議を持つものであります。その理由について大局的な見地から次の3点が挙げられるものと思います。

まず問題点の第1点目は、敷地面積の不十分であります。

敷地面積は、現庁舎敷地3,729平米、現公用の駐車場603平米、計4,332平米ということで、基本的、基本フレームの要請にはこたえられましょう。しかし、次の問題があります。

まず、1点目には、防災面の観点からでございます。新庁舎が延床面積6,000平米程度とあると少なくともこの場所ですと5～6階建てとなり、免震、耐震構造の増大と経費の増大となる。さらに災害発生時の防災拠点としての機能発揮が懸念されるということ です。

2点目には、敷地面積の絶対的不足から、今はよいとしても将来において借地、借家が必要となることが懸念されます。このことは、位置検討委員会報告書にも、候補地等比較検討の資料の中にもございます。「当該地は敷地面積が狭いので、駐車場及び倉庫の確保の関係でこれらのうち何カ所かは引き続き借り受け、借地料が発生する可能性がある」と述べられております。公務所が借地、借家によることは、将来に向けて財政負担の面だけではなく行政の自由、公平、公正の面に制約が生じないのかと心配があります。これはぜひとも避けなければならないことでもあります。

問題点の第2点目は、合併に至った主因の1つである車社会への対応として適切な位置ではないということでもあります。

高知広域都市計画の中で高知土佐山田道路の建設が着々と進んでいる中、これとの関連に考慮した適地があるはずですが、さらにまた、提案等を、建設予定地の1ブロック北側の国道195号線と県道土佐山田野市線の交差点に右折専用レーン等が未整備であり、

朝夕のラッシュ時には交通渋滞が生じ周辺の交通が円滑を欠くことが心配であります。特に庁舎東側の出入り口は今でも混雑するし、大変不便でもあります。さらに建設工事中は不測の事態の発生も心配されます。

問題点の第3点目は、多くの市民が果たして本当に提案のこの位置で望んでいるのかについても、なお慎重吟味が必要ということでもあります。

位置検討委員会では多数決により提案の位置に決まったというが、賛否大きな差はなかったと聞いております。めったにない町村合併、しかもその中核となすべき庁舎の位置について、全会一致まで話し合いを煮詰めるべきではないでしょうか。私が耳にしたところによりますと、市民のだれ1人としても現在地と思っている方は、香北町ではもちろん土佐山田町の方でもおいでませんでした。地方自治法第4条には「地方公共団体が事務所の位置を定めようとするときは、出席議員の3分の2の同意による条例によらなければならない」とある。本案の議決はこれになると思うので確認しておきたいです。

合併協定書、別紙で香美市まちづくり計画の7番に「公的施設の統合整備の方針」、「新市の事務所の位置は新庁舎建設までの間、現在の土佐山田町役場とします。合併後おおむね5年以内に新庁舎を土佐山田町内に建設する」とあります。このことは、おおむね5年以内に新市の位置を定め建設するということでもあります。

なお、再三に耳にしたことではありますが、5年以内の建設がいろいろな面で制約になってきたようにも思われるが、協定項目は絶対普遍的なものではなく、合併特例法でもその第5条第7項に協定事項の変更を予定した規定もあります。100年の大計と言わず、50年を見通してという新市の基盤決定に関することでもあります。人間、目先のことにとられることを戒めて、朝三暮四のことわざがあるということをし添えておきまして、私の反対の討論といたします。

○議長（中澤愛水君） 次に賛成の方の討論を許します。

1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 1番、山岡。議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定について、私は本案に賛成の立場から討論を行います。

旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村の住民は、より広域的な視点に立つ新たな行政運営を求めて香美市となることを選択し、平成18年3月1日に本市が誕生しました。香美市庁舎建設構想の新庁舎建設の必要性にもうたわれているとおり、新庁舎は行政の中心拠点であり、現庁舎は土佐山田町役場として昭和37年に建築され面積は1,300平米と手狭であるため、現庁舎ではその機能を十分に果たすことができません。確固たる拠点がなければ時代に即した運営ができなく、市民と行政と協働による、香美市は未来に向かって着実に行政を進めていくために中心拠点、すなわち庁舎を必要としています。香美市の新庁舎建設の理念は、まちづくりの基本理念を引き継ぎ「輝き、やすらぎ、賑わいをみんなで築くまちづくり」の拠点とするものであります。この建設理念を具体化するために、庁舎位置、庁舎規模、自然環境への配慮、庁舎機能の充実、住民の利便性、

庁舎の耐久性、庁舎の安全性、香美市らしさの追及という 8 項目として指針がされ、指針は香美市の身の丈に合ったものを実現するものであります。

また、平成 23 年 3 月に新庁舎を建設するための基本設計の業者の選択方式が、香美市の意向の反映しやすさ、基本設計の業者選定方式は香美市の意向を反映さすものであり、時間的制約等から勘案しプロポーザル方式、提案型を採用することになっております。特に財政難の中、平成 18 年度に 5 年間の中期財政計画が立てられて、庁舎建設はこの財政計画に組み込まれ可能とされております。この香美市新庁舎建設構想は市民の代表 12 名の方で構成された香美市庁舎建設委員会が、11 カ月の間に 12 回にわたり熱心に研究、討議されてまとめたものであります。また、香美市庁舎位置検討委員会は旧町村単位で 5 人ずつ、計 15 名の方で組織され、地域が一つになって協議を重ねてこられ、現位置に建築されるべきであると決定をしております。この 2 つの委員会に対して、ご苦勞に対しまして、一市民として感謝とお礼の言葉を申します。なお、この現在の庁舎位置は、昭和 24 年に都市計画による山田土地区画整理事業で実施をされております。都市計画によりまちづくりの中心地であり、その後も市街化区域の設定が行われ、上下水道、道路、その他の施設が整備されまして、特に駅、郵便局、職業安定所等の公共施設のほうで都市計画上、庁舎建設には理想の場所であると考えます。この場所において、ほかにかわった場所はないものと思われま。

そういうことから、本案に対し賛成の討論を行います。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 次に反対の方の討論を許します。

8 番、小松紀夫君。

○8 番（小松紀夫君） 8 番、小松でございます。

議案第 90 号に対しまして反対の立場で一言申し述べさせていただきます。

先ほど同僚議員の討論、また質問にもございましたですけれども、地方自治法第 4 条の第 1 項には「地方公共団体はその事務所の位置を決め、またこれを変更しようとするときは条例でこれを定めなければならない」とございます。また、第 3 項には「第 1 項の条例を制定し、また改廃しようとするときは当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない」とございます。この条文から地方公共団体の事務所の位置の決定については、特別多数議決を必要とする極めて重要な案件と言えるところでございます。

さて、本市発足に当たり旧 3 町村の合併協定で確認をされた協定項目、新市の事務所の位置に関する調整方針では、「新市の事務所の位置は新庁舎建設までの間、現在の土佐山田町役場とする。合併後おおむね 5 年以内に新庁舎を土佐山田町内に建設をする」と、このようになってございます。この調整方針から、現在の庁舎は新庁舎建設までの間の暫定的な庁舎であるというふうに理解をしているところでございます。

そこで、庁舎位置検討委員会においては合併協議会の調整方針を遵守した上で、新庁

舎の位置に関しては白紙からのスタートであったと推察するところでございます。その後、この位置検討委員会では位置に絞った協議を重ね、そして3つの候補地に絞って、また、その中から最終的にこの現在の位置、現位置に建設をするという結論に達したと聞いているところでございます。

そこで、今回の議案第90号ですけれども、特別多数議決が必要な事務所の位置の決定という極めて重要な案件にもかかわらず、香美市庁舎建設構想の中に建設予定地として記されたのみで提案をされております。このままこの議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定についてを過半数で可決をしますと、自動的に新庁舎の位置を決定をするということになります。地方自治法によりますと、住居表示の実施に伴い地方公共団体の事務所の所在地名を変更する場合のように、事務所の位置を実質的に変更しない条例の一部改正は出席議員の過半数で決すればよいとなっております。このことは、住居表示の実施等によって既存の事務所、これからも使いますけども建っているこの事務所ずっと使うんですけども、そういう住居表示の実施等によって所在地名が変更すると。そういうときに関しては過半数で決してもよいと。そういうふうに自分は解釈をするものでございます。

しかし、今回の位置決定に関しては白紙の状態から検討を重ねて、結果的に現在地に新たな庁舎を建設をすると。そういうことでありますから新庁舎位置の決定については、これは独立した議案として特別多数議決が必要と考えるところでございます。

また、先ほど市長にご質問もしたことでございますけれども、このこうほく3町村の合併に際しましては、その合併協議の当時、旧香北町においては30カ所以上の住民説明会を実施をして、またそれに参加をし合併協議の説明や住民意見の集約を行ったことでございます。その折に先ほど申し上げましたとおり、やはり最も住民の関心が多かったのは新庁舎の位置でございました。意見も非常に多かったところでございます。そういうことから、この位置検討委員会の答申結果について住民説明会を実施し、住民の理解を得ることが必要不可欠であると考えるところでございます。位置…。

(サイレンのため中断)

位置検討委員会の委員さん、これは住民の代表でございます。そのことは理解をしておりますけれども、今回のようなこの最重要案件についてはさらなる説明責任を果たさなければならないと、そういうふうに考えるところでございます。

また、最後に今回のこの位置検討委員会の議論の中でもやはりこの都市計画ということが非常に、最終的にはこの都市計画によってほかの2つの候補地を断念をしなければいけない、そういうことでございますが、この都市計画は、これは旧土佐山田町時代に作成されたものでございます。今回、建設をされるものは合併をした新市、香美市の庁舎であるわけでございます。この中心地付近、1万人の人がいる。そういうことでございますが、旧香北町、旧物部村、足しても9,000人ぐらいの人はいるわけでございます。この旧土佐山田町時代の都市計画で縛ってしまった。そして、そのことによって香

美市の、新しいまちの庁舎というふうな視点が非常になくなっていったのではないか。土佐山田町役場をつくるんでしたら構いませんですけど、しかし、今回つくるのは合併した新市、香美市の庁舎でありますから、この旧土佐山田町時代の都市計画も見直そうと、そういう発想もあってよかったのではないか。

以上、申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 賛成の方の討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 反対の方の討論はありますか。

それでは、反対の方の討論を許します。

20番、大石綏子君。

○20番（大石綏子君） 20番、大石綏子でございます。

議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定について、反対の立場で討論をいたします。

私は、新庁舎は必要だと思っておりますが、場所についてももう少し時間が欲しいという立場で反対をいたします。そもそも、新庁舎建設に至る経緯は、このたびの合併が始まりと考えなければなりません。もちろんそうです。合併協議の中で庁舎の位置については非常に大事なことです。時間をかけて協議した経緯があります。その協議した内容をもとに事務所の位置を「新庁舎建設までの間、土佐山田町役場とし、おおむね5年以内に新庁舎を土佐山田町内に建設する」という協定項目となりました。大事なことは、この文章が協定項目となってでき上がるまでの協議した意見でございますので、その意見は尊重すべきであると考えます。その協議内容につきましては、「財政状況が悪いと5年が8年になることもある。そして、なるべく香北、物部に近い東寄りに」という内容も発言はされていたと思います。一たん合併協議会が解散しまして、再度合併特例法の期限内で同じ枠組みで法定協議会を立ち上げ、合併となり現在に至っております。その再度立ち上げました第1回及び第2回のこうほく3町村合併協議会の会議録には、「前回の協議結果が反映された円滑な審議を始める」ことからうたわれております。破たん前の協議内容は生きていることは明確であると考えます。庁舎建設につきましては合併協内容を冒頭に置いて出発すればよかったと思いますが、議会にまず示されたことは、例えば現在地に建設したらという、現在地建設シミュレーションから始まりました。私は、ただただ東へということではありません。現在地より少し東も検討する内容が欲しいということを申し上げたいと思います。

次に、何度か質問も今までにしました中心市街地の活性化です。現在地に新庁舎を建てかえたからといって中心地の活性化につながることは、確かにあろうとは思いますが、ある程度の私は疑問を持っております。それで活性化するのであれば、既に中心地の疲弊はとまっているはずですが、また、現況を維持することが活性化につながることを言い切ることはできません。新しいまちづくりをしようとするのですから、新庁舎建

設と中心市街地の活性化は関連があるものの、別問題ととらえてよいと思います。また、新しい道が、道路ができればおのずとその周辺は発展していきますし、比較することはできませんが、しかし、これは物事の例えでございまして、あの大都会の東京都庁は丸の内から新宿に移転し、新宿副都心となり発展し、今では両方のまちが新しいまちとして発展しています。まちの発展は時代の流れとともに変化するもので、庁舎が移ったからといって中心地が寂れるということではなくて、将来は中心地も、また別の地域も発展できるようなまちづくりを目指してこそバランスの取れた香美市の発展につながるものと思います。

次に、防災面から考えますと、敷地の狭いところでは高層建築にせざるを得ないし、低層建築が安全であることは言うまでもなく、建築コストも高層になればなるほど高くという点があります。十分な広さがなければヘリポートとして使用できず、地震等災害に対応するには、どう考えても現在地では狭過ぎます。また、消防署と離れている面も不安です。防災の面を考えれば、現在地は流れに逆行しているというふうに私は考えます。

それから次にですね、先ほど質問をいたしました候補地の、ここの敷地の狭さなんです、候補地の比較検討の資料の中で「用地取得費用等について、前項までは現在地であれば用地取得費は不要である。」のみの記載でありましたが、10月4日付けの資料にはただし書きから、「ただし現在、事務所及び駐車場を6カ所借り上げ、その経費と今後駐車場用地及び倉庫の確保の関係で、借地料が発生する可能性もある。」と初めて出てきました。このことが重要なことでもあるにもかかわらず最後に出てきたということは、執行部に不信感を抱く要因になるとも思います。これらの経費、具体的なことも明らかにされずに、すぐには認めることはできないものです。

以上、大まかな4点の理由をもって、今後半世紀のまちづくりを考えた場合、現在地の建設には反対をいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定についてを採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

以上で、今議会に付された事件はすべて議了しました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には、議案第90号、香美市新庁舎建設構想の策定についての議案が上程され、慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされました。議員各位におかれましては市民全体

の代表者としての立場を十分に自覚され、今後の議員活動に邁進されるとともに、香美市の発展のため市民に対して正しく説明責任を果たしていかなれますようお願いをいたしまして、閉会のあいさつといたします。

ここで市長からあいさつがあります。

市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日提案をさせていただきました議案第90号に対しましては、ただいま採決をいただきまして、可決をいただきました。全員の皆様方のご賛同を得てこのことが可決されればというふうな思いもございしますが、しかしながら、そうしたことにも至りませんでした。こうして適切なるご判断をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。また、同時にこの間、建設委員会また位置委員会の皆様方には、大変たびたびの検討、協議をいただきましたことに、この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。

先ほど来、議員の皆様方からたくさんのご意見をいただきました。反省すべき点は謙虚に反省をさせていただきますが、しかしながら、先ほど来いただきましたご意見を糧にいたしまして、建設委員会また位置検討委員会で議せられましたことに真摯に対応をし、よりよき庁舎の建設に向けて努力をしていきますので、議会の皆様方の今後とものご指導、ご協力をよろしくお願いを申し上げます、閉会のごあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 以上をもちまして、臨時議会を閉会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午後12時11分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 4 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成19年第4回香美市議会臨時会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月 日（曜日）	会 議 等	
第1日	10月16日 （火）	本会 議	<ul style="list-style-type: none">・ 会議録署名議員の指名・ 会期決定・ 諸般の報告・ 議案提案 説明～採決

議会運営委員会の協議結果の報告

（平成19年第4回香美市議会臨時会）

平成19年第4回香美市議会臨時会について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

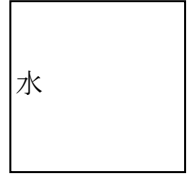
1. 臨時会の会期及び会議について

- （1）会期は本日1日とします。なお、会議の都合により会期の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- （2）会期は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。
- （3）議員提出の緊急を要する追加案件は、追加日程として提案し、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。

19香美議発第109号
平成19年10月16日

香美市長 門脇 楨夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水



会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成19年第4回香美市議会臨時会の会議結果を次のとおり報告します。

記

1. 会議の別 臨時会
2. 開 会 平成19年10月16日（火）
3. 閉 会 平成19年10月16日（火）
4. 会 期 1日間
5. 議員の出欠 出席 25人 欠席 0人
6. 議案の提出 市長提出のもの 1件（議案 1）
7. 議決の状況 可 決 1件（その他 1）
8. 議決書の写 別紙のとおり
9. 会議録の写 作成次第後送

19香美議発第110号
平成19年10月16日

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水



議決した議案等の送付について

平成19年第4回香美市議会臨時会において議決した、下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 90	香美市新庁舎建設構想の策定について	H19.10.16	可 決